

山梨県公報

第二千三百七十一号

平成二十五年

十一月二十五日

月 曜 日

目次

告 示

○障害者就業・生活支援センターの指定の一部改正……………七五一

○建築基準法に基づく道路位置指定……………七五一

○有害図書類の指定……………七五一

公 告

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………七五二

○大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………七五三

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(三件)……………七五五

○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十二件)……………七五七

○公共測量の終了について……………七六〇

○公共測量の実施……………七六〇

公安委員会

○落札者等の決定について(二件)……………七六〇

告 示

山梨県告示第三百七十二号

障害者就業・生活支援センターの指定(平成十五年山梨県告示第六十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

表中「北杜市長坂町長坂上条二二三番地」を「韮崎市若宮一丁目二番五〇号」に改める。

山梨県告示第三百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

平成二十五年十一月二十五日

二 指定道路の位置

笛吹市石和町川中島字東砂間町九百五番三、九百五番三一

三 指定道路の幅員

最大六・一五メートル 最小六・〇〇メートル

四 指定道路の延長

八十五・九七メートル

山梨県告示第三百七十四号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十五年十一月二十五日から施行する。

平成二十五年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

| 名 称 | 発 行 所 |
|------------------------------|------------|
| mini パラ2013 10月号 | 竹書房 |
| 愛の体験スペシャルDX2013 10月号 | 竹書房 |
| DVDルージュ 2013 12月号 | サニー出版株式会社 |
| 裏モノJAPAN2013 12月号 | 鉄人社 |
| 実話ドキュメント2013 11月号 | マイウェイ出版 |
| 夜のビジネスホントの真相DX コアコミックス353 | (株) コアマガジン |

ラジオライフ 2013 11月号

三オブックス

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
 平成二十五年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

| 名 称 | 所 在 地 | 介護保険事業 所番号 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-----------------------|------------------------------------|----------------|--|----------------|
| 日本調剤花咲 薬局 | 山梨県大月市 大月町花咲千 二百六十三番 地二 | 一九四一四四 〇〇〇八 | 介護予防居宅療養管 理指導（みなし） 居宅療養管理指導（ みなし） | 平成二十五年 十月一日 |
| アーク調剤薬 局長坂店 | 山梨県北杜市 長坂町大八田 三千八百七十 八番地一 | 一九四一九四 〇〇〇七 | 介護予防居宅療養管 理指導（みなし） 居宅療養管理指導（ みなし） | |
| ケアビス居宅 介護支援事業 所 | 山梨県甲府市 德行五丁目十 二番五十二号 | 一九七〇一〇 三八七三 | 介護予防通所介護 介護予防訪問介護 通所介護 訪問介護 | |
| 郁の家甲府小 瀬 | 山梨県甲府市 小瀬町三百七 十九番地一 | 一九七〇一〇 三八八一 | 通所介護 | |

| | | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|----------------|---|
| ふうが居宅介 護支援センタ ー | 山梨県甲府市 上今井町六百 八十一番地十 二 | 一九七〇一〇 三九〇七 | 居宅介護支援 |
| ふうが介護シ ョップ | 山梨県甲府市 上今井町六百 八十一番地十 二 | 一九七〇一〇 三九一五 | 介護予防福祉用具貸 与 福祉用具貸与 |
| ふうが訪問介 護センター | 山梨県甲府市 上今井町六百 八十一番地十 二 | 一九七〇一〇 三九二三 | 介護予防訪問介護 訪問介護 |
| 居宅介護支援 事業所花いか だ | 山梨県南巨摩 郡身延町常葉 二千八百八十 二番地一 | 一九七〇七〇 一二六二 | 介護予防訪問介護 訪問介護 |
| 株式会社高木 建材福祉事業 部ポプラの木 介護センター | 山梨県富士吉 田市中曾根一 丁目八番二十 四号 | 一九七一一〇 〇〇六六 | 介護予防通所介護 通所介護 |
| 富士養生館デ ィサービス平 山 | 山梨県富士吉 田市大明見千 三百五十一番 地一 | 一九七一一〇 〇三七一 | 介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福 祉用具販売 福祉用 具貸与 特定福祉用 具販売 |
| 居宅介護支援 事業所アトム | 山梨県南アル プス市古市場 六百二十一番 地一 | 一九七一一〇 〇六二〇 | 介護予防訪問介護 訪問介護 |
| 訪問介護たの | 山梨県笛吹市 | 一九七一一〇 | 介護予防訪問介護 |

| | | | | | |
|--------|---------------------------------------|------------|--|--------------------|------------|
| 訪問看護ステ | いづかこどもクリニック 山梨県北杜市長坂町大八田三千八百七十四番地一 | 一九一一九一〇二四六 | 訪問看護 介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指導(みなし) 通所リハビリテーション(みなし) 訪問リハビリテーション(みなし) 訪問看護(みなし) | 平成一九六〇一九 | 平成二十五年十月七日 |
| し荘 | 春日居町熊野堂四百三十七番地 | 〇八六五 | 訪問介護 | | |
| ごとう眼科 | 山梨県甲斐市西八幡千九百四十二番地一 | 一九一七一〇七一 | 介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指導(みなし) 通所リハビリテーション(みなし) 訪問リハビリテーション(みなし) 訪問看護(みなし) | 山梨県甲斐市西八幡千九百四十二番地一 | 〇八六五 |

| | | | | |
|----------------|--------------------|----------|------------------|--------------|
| おーション笑が | 上曾根町二千三百九十五番地 | 〇二二九 | 訪問看護 | 十月十五日 |
| デイサービス 信玄貢川 | 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居一番地一 | 一九七〇八一七九 | 介護予防通所介護 通所介護 | 平成二十五年十月三十一日 |

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年三月二十五日まで縦覧に供する。
平成二十五年十一月二十五日

一 届出者 山梨県知事 横内正明

| | |
|-----------------------------|--------------------|
| 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 | 住 所 |
| ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健 | 東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号 |
| マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治 | 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一 |

- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 南アルプスガーデン
 - (二) 所在地 山梨県南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四
 - 2 変更した事項

| | | |
|------|---------------------------|--------|
| 変更事項 | 変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 | 変更後の住所 |
|------|---------------------------|--------|

| | | |
|---|-------------------------------------|--|
| 大規模小売店舗を 設置する者の氏名又は 名称及び住所並び に法人にあつては代 表者の氏名 | ダイワロイヤル株式 会社 代表取締役 原田健 | 東京都千代田区飯田橋 三丁目十三番一号 |
| 大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあ つては代表者の氏名 | マックスバリュ東海 株式会社 代表取締役 神尾啓治 | 静岡県駿東郡長泉町下 長窪三百三番地一 |
| 大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあ つては代表者の氏名 | 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 | 広島県東広島市西条吉 行東一丁目四番十四号 |
| 大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあ つては代表者の氏名 | 兼松コミュニケーシ ョンズ株式会社 代表取締役 長谷川久也 | 東京都渋谷区代々木三 丁目二十二番七号新宿 文化クイントビル三階 |
| 大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあ つては代表者の氏名 | 株式会社サンドラッ グ 代表取締役 才津達郎 | 東京都府中市若松町一 丁目三十八番地の一 |
| 大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあ つては代表者の氏名 | 有限会社タクト 代表取締役 小佐野琢 ト | 山梨県南都留郡富士河 口湖町勝山八百十二 目十一番五号 |
| 大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあ つては代表者の氏名 | 株式会社イービーシ ー・マー 代表取締役 野口実 | 東京都渋谷区神南一丁 目十一番五号 |
| 大規模小売店舗にお いて小売業を行う者 の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあ つては代表者の氏名 | 株式会社西松屋チエ ーン 代表取締役 大竹禎史 | 兵庫県姫路市飾東町庄 二百六十六番地の一 |

3 変更の年月日

平成二十五年五月二十四日

三 届出年月日

平成二十五年八月二十一日

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年三月二十五日まで縦覧に供する。
平成二十五年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典

2 住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 イオン石和店

(二) 所在地 山梨県笛吹市石和町松本字塚越二百二十二番一外

2 変更した事項

| 変更事項 | 変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 | 変更後の住所 |
|---|-----------------------------|------------------------|
| 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 | イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 | マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治 | 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 | イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 | 株式会社川口 代表取締役 川口郁子 | 山梨県南巨摩郡富士川町長沢二百六十二番地の一 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 | 鈴木友治 | 山梨県笛吹市石和町市 |

部千六十八番地

有限会社ワカバ
代表取締役 若杉成剛
山梨県笛吹市石和町市
部四百七十二番地

株式会社桔梗屋
代表取締役 中丸真治
山梨県笛吹市一宮町坪
井千九百二十八番地

株式会社澤田屋
代表取締役 北原克己
山梨県甲府市向町三百
七十五番地

株式会社ニューヨーク
代表取締役 野田朝子
山梨県中巨摩郡昭和町
飯喰四百五十七番地六

株式会社セリア
代表取締役 河合宏光
岐阜県大垣市外濠二丁
目三十八番地

株式会社BANKAN
代表取締役 刑部幸裕
埼玉県上尾市宮本町四
番二号

菊島一良
山梨県笛吹市石和町市
部七百六十九番地の三

鶴田征也
山梨県山梨市西千二百
十五番地の四

高尾保美
山梨県西八代郡市川三
郷町市川大門九百二十
九番地

3 変更の年月日

平成二十五年五月二十四日

三 届出年月日

平成二十五年八月二十一日

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年三月二十五日まで縦覧に供する。
平成二十五年十一月二十五日

一 届出者 山梨県知事 横 内 正 明

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
関山産業株式会社 代表取締役 関山文代

2 住所

山梨県都留市夏狩六百六十四番地
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 富士見ショッピングセンター

(二) 所在地 山梨県富士吉田市上吉田三千二百八十四番地一

2 変更した事項

| 変更事項 | 変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 | 変更後の住所 |
|---|-----------------------------|--------------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社カムイ 代表取締役 佃健志 | 山梨県甲府市西高橋町百三十四番地の一 |
| | マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治 | 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一 |

3 変更の年月日

平成二十五年五月二十四日

三 届出年月日

平成二十五年八月二十一日

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年三月二十五日まで縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹

2 住所

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 南アルプスビッグステージ

(二) 所在地 山梨県南アルプス市在家塚五百六十五番地

2 変更した事項

| 変更事項 | 変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 | 変更後の住所 |
|---|------------------------------|-----------------------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 | 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 |
| | マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治 | 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一 |
| | 株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏 | 静岡県静岡市伝馬町八番地六 |
| | 株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井正 | 山梨県山口市大字佐山七百七十七番地一 |
| | 株式会社コナカ 代表取締役 湖中謙介 | 神奈川県横浜市戸塚区品濃町五百十七番地二 |
| | 有限会社サボイ 代表取締役 秋山憲 | 山梨県甲斐市大下条六百七十五番地ビュールハイツ敷島百七 |

3 変更の年月日

平成二十五年五月二十四日

三 届出年月日

平成二十五年八月二十一日

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年三月二十五日まで縦覧に供する。
平成二十五年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

イオンタウン株式会社 代表取締役 大門淳

2 住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 イオンタウン山梨中央

(二) 所在地 山梨県中央市下河東字上窪四百

2 変更した事項

| 変更事項 | 変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 | 変更後の住所 |
|---|---------------------------|----------------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号 |
| | 株式会社マックハウス 代表取締役 栗原勝利 | 東京都杉並区梅里一丁目七番七号 |
| | 株式会社チヨダ 代表取締役 船橋政男 | 東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号 |

| | |
|---|--------------------------------|
| 株式会社レモール 代表取締役 米田保伸 | 奈良県御所市大字池之内三百六十三番地 |
| 株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久 | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七番地一号 |
| 株式会社桔梗屋 代表取締役 中丸眞治 | 山梨県笛吹市一宮町坪井千九百二十八番地 |
| B-Rサーティーワンアイス クリーム株式会社 代表取締役 尾崎仙次 | 東京都品川区上大崎三丁目二番一号 |
| 有限会社橋爪商店 代表取締役 橋爪治男 | 山梨県甲府市国母五丁目四番十四号 |
| 株式会社ポイント 代表取締役 石井稔晃 | 東京都中央区八重洲二丁目七番二号 |
| ムシユタツク貿易株式会社 代表取締役 アリムシユタツク | 東京都新宿区西新宿七丁目十九番地五西新宿OSCビル五階 |
| 株式会社CLAY 代表取締役 野田秀樹 | 山梨県甲府市東光寺町千六百十六番地二十四号 |
| 兼松コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 長谷川久也 | 東京都新宿区西新宿八丁目五番一号野村不動産西新宿共同ビル五階 |
| 株式会社バステル 代表取締役 鈴木和彦 | 福島県郡山市島一丁目二十八番五号 |
| 株式会社ひらおか 代表取締役 平岡正也 | 静岡県静岡市葵区春日二丁目十一番十号 |

| | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 有限会社サボイ 代表取締役 秋山憲 | 山梨県甲斐市大下条六百七十五番地ビューハイツ敷島百七 |
| 株式会社三城 代表取締役 多根裕詞 | 東京都中央区銀座二丁目七番十七号 |
| ペットシテイ株式会社 代表取締役 豆鞆亮二 | 東京都中央区新川二丁目二十四番二号豊平ビル三階 |
| 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正 | 山口県山口市佐山七百十七番地一号 |
| 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇 | 群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地十一 |
| 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽樹 | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号 |
| マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治 | 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一 |
| 株式会社三島戸田書店 代表取締役 古川泰明 | 静岡県田方郡函南町仁田七十番地一 |

3 変更の年月日

平成二十五年五月二十四日

三 届出年月日

平成二十五年八月二十一日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年十一月二十五日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 城南電機株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市落合町千二百番地四
 - 3 代表者の氏名 末木重三
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第七七六〇号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年九月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年十一月二十五日

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十月七日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 アミューズ・ホーム
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市大月町花咲百三番地二
 - 3 代表者の氏名 金子憲一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二〇）第九二五九号
- 四 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年十一月二十五日

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十月十四日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 森本鉄工

- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市六科千七百番地四十
- 3 代表者の氏名 森本將男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第一二六九号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年九月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年十一月二十五日

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十月十四日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 藤正土建
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市山之神千五百二十九番地十八
 - 3 代表者の氏名 齊藤正三
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第九四九〇号
- 四 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年九月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年十一月二十五日

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十月十五日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社ミヒロ建設
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市一ツ谷千五百八番地七
 - 3 代表者の氏名 望月路博
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第八三五五号

- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 逸見建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市青沼三丁目十一番三号
 - 3 代表者の氏名 逸見修一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第六七〇五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 金井工業
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市東後屋敷百五十五番地
 - 3 代表者の氏名 金井美定
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第八九七二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 功刀工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市神山町武田七百九十四番地一
 - 3 代表者の氏名 功刀定男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第三八八七号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十一月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ケーエス・トクシユ興業
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市境九十九番地一
 - 3 代表者の氏名 志村健一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第八一八九号
- 四 処分の内容 土木工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年十一月二十五日

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十月二十一日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社ミツイサービス
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田二丁目三十番二十九号
 - 3 代表者の氏名 田中久
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第八八三八号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年十一月二十五日

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十月二十七日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 宮下管工
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市新倉千四百五十六番地二
 - 3 代表者の氏名 宮下貞一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第八〇八〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年十一月二十五日

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十月二十八日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 藤森建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市小淵沢町七百九十番地
 - 3 代表者の氏名 藤森泰子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二四）第七四一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の終了について
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十五年十一月十一日付けで甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
平成二十五年十一月二十五日

- 一 作業種類 公共測量（数値図化） 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 作業期間 平成二十五年六月十八日から平成二十五年十月三十一日まで
- 三 作業地域 甲府市及び甲斐市

● 公共測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年十一月十二日付けで鳴沢村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成二十五年十一月二十五日

- 一 作業種類 公共測量（道路三次元データ計測） 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 作業期間 平成二十五年十月二十八日から平成二十六年一月二十四日まで
- 三 作業地域 南都留郡鳴沢村の一部

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年十一月二十五日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

KAIシステム用端末 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十五年九月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

千九百八万九千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十五年八月十二日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年十一月二十五日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

ログ管理・運用管理ソフトウェア等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十五年九月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

二千九百九十八万八千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十五年八月十五日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番